

国民年金

Q & A

Q 年金を受けている父が死亡しました。年金の方も手続きが必要ですか？

A 年金を受けていた人が亡くなられたら、その遺族の方は14日以内に「年金受給権者死亡届」を出さなければなりません。もしこの届出が遅れたり、忘れてしまうと死亡日以後も年金が支払われることとなります。過払いとなった年金は、あとで遺族の方から返していただくこととなりますので、死亡の届出は速やかに行ってください。

未支給年金の請求

年金は亡くなられた日の属する月分まで受けられますから、まだ受け取っていない年金（未支給年金）があるときは、亡くなった方と生活を共にしていた遺族の方が受け取ることができます。この場合、「未支給年金・保険給付請求書（死亡届と2枚綴りになっています）」に必要事項を記入し、次の書類を添付して請求できます。

なお、未支給年金を受け取ることのできる遺族の順位は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹となります。

届出先

住民生活課 保険係

手続きに必要なもの

①年金証書②請求者の通帳③印鑑（認印）

添付書類

①年金証書②死亡した受給者の住民票の除票
③死亡した受給者と請求者の続柄のわかる戸籍④請求者の住民票謄本

※未支給年金を受け取ることのできる遺族がいない場合は、死亡届のみを提出してください。必要なもの・・・①年金証書②死亡診断書のコピー③印鑑（認印）

問い合わせ先

住民生活課 保険係 ☎ 73-1415

鳥取年金事務所 ☎ 27-8311

はり・きゅう・マッサージ 施術費助成事業

平成22年度の助成券交付の申請受付が6月から始まります！

※この助成事業に該当される方

平成21年分の所得税が非課税の方で岩美町に住所のある

- ①70歳以上の方
- ②重度心身障がい者で後期高齢者医療受給者の方（65～69歳）

※助成内容

1日1回につき上限1,000円まで
年12回の助成（6月申請の場合）
有効期限：平成23年5月31日まで

※申請窓口

住民生活課 保険係

（火・木曜は午後7時まで受付しています。）

※申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証又は前期高齢者証
- ・印鑑（認印）

5月31日～6月6日は『禁煙週間』です

タバコは、肺がんをはじめ、全身の多くの病気に影響を与えます。健康を保つためには、喫煙の体に及ぼす影響について知ることはとても大切なことです。タバコは吸うだけでなく、タバコの煙を吸うことにより、タバコを吸わない人の体にも影響を及ぼします。

及ぼす影響

子ども…喘息や肺炎といった、のどや鼻の病気を起こしやすくなる。赤ちゃんの突然死の原因とも言われている。

未成年者…体への影響を受けやすく、依存性が高くなりやすい。

女性…妊娠中であれば、お腹の中の赤ちゃんに影響を与える。肌の老化、冷え性、不妊症、骨粗鬆症などの原因にもなる。

この『禁煙週間』に、タバコを吸う・吸わないに限らず、喫煙・禁煙・分煙について今一度、考えてみませんか。

『世界禁煙デー』は、タバコを吸わないことが一般的な社会習慣となるような対策をするべきであるという世界保健機構（WHO）の決議において、平成元年から5月31日に定められています。厚生労働省においても、平成4年から『世界禁煙デー』に始まる一週間を『禁煙週間』として、いろいろな取り組みをしています。今年度のテーマは『女性と子どもをたばこの害から守ろう』です。

問い合わせ先

住民生活課 ☎ 73-1415

問い合わせ先

健康対策課 ☎ 73-1322